

セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書 専用ツールの課題と改善策について

2012年1月25日

セコムトラストシステムズ株式会社

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、司法書士電子証明書の専用ツールにおける一部機能の不備と会員様へのご案内に至らぬ点があり、多大なるご迷惑をお掛け致し、誠に申し訳ございません。

会員様ならびにオンライン推進委員会の皆様から頂戴いたしております貴重なご意見につきましては真摯に受け止め、今後の機能改善に反映して参ります。

本日は、取り急ぎ現時点で判明しております課題と、その対策についてご報告申し上げます。

専用ツール「証明書ダウンロードツール／電子申請ツール」の課題一覧

● 仕様に関する課題

専用ツールにおける一部機能の不備や、会員様へのご案内の不備に起因した課題は以下の通りです。これらの各課題について、その対策を説明致します。

1. 「登記所情報」等の情報が更新できない
2. 印刷設定や辞書ツールの設定が初期状態になる
3. 専用ツールのインストール後、ICカードが利用できない
4. 利用環境の制約について

● 利用環境に依存する課題

会員様の利用するパソコン環境に依存して発生している以下の課題については、原因調査と対処方法の検討を個別に行っております。

- | | |
|----------------------------|----|
| • e-TAXソフトが利用できない | 1件 |
| • 専用ツールのインストールが途中で終了する | 6件 |
| • ショートカットから申請用総合ソフトが起動できない | 1件 |

1. 「登記所情報」等の情報が更新できない(1/3)

セキュリティを強化したことにより、電子申請ツール経由で申請用総合ソフトを起動した際には、申請用総合ソフトで「登記所情報」など一部の情報(下表①～③)が自動的に更新されません。

申請用ソフトの開発ベンダー各社(以下、ベンダー)は、法務省がWeb上に公開している情報を元に自社のソフトウェアを更新する仕組みを導入していることから、弊社のツールにも類似の仕組みを実装し対応いたします。

ベンダーの対応例は下表の通りです。

No.	項目	更新頻度	ファイル形式	ベンダーの対応例	
①	様式	1、2回/月	XML	ベンダーソフト起動時に、登記・供託オンライン申請システムへ接続し、更新の有無をチェック。最新の様式がある場合は、様式の情報自動更新する。	
					不動産登記申請書
					商業登記申請書
					動産譲渡登記申請書
					債権譲渡登記・質権設定登記申請書
					供託
					成年後見
②	登記所情報	1、2回/月	CVS	1、2回/月程度、自社ホームページに更新パッチを公開。 利用者は、更新パッチをダウンロードし、手動操作で登記所等の情報を更新している。	
					不動産オンライン登記所情報
					商業オンライン登記所情報
					不動産地図対応登記所情報
					不動産図面対応登記所情報
					商業乙号提出用オンライン登記所情報
供託オンライン登記所情報					
③	公証役場、公証人情報	1回/年	Java Script		
④	法務省からのお知らせ	3、4回/月	RSS	ベンダーソフト起動後、ボタンのクリックにより、お知らせ情報を取得し、画面表示する。	

1. 「登記所情報」等の情報が更新できない(2/3)

【恒久対策】

電子申請ツール経由で申請用総合ソフトを起動した際に、下記の処理を行うよう機能を改修します。

- ・ 起動時に、「様式」、「登記所情報」、「公証人役場、公証人情報」が最新のものであるかを確認します。登記・供託オンライン申請システムへ自動接続し、更新情報を確認します。
- ・ 更新の必要がある場合には、『更新操作を案内するメッセージ画面』を表示します。
- ・ 法務省側システムの不具合により更新確認が正常に行えない場合を考慮し、「様式」、「登記所情報」、「公証人役場、公証人情報」の更新確認機能は、1日1回だけ稼働するものとします。同日の2回目以降の起動時には、更新を確認することなく申請用総合ソフトが起動します。

【改修版のリリース時期】

2012年1月31日

【暫定対策】

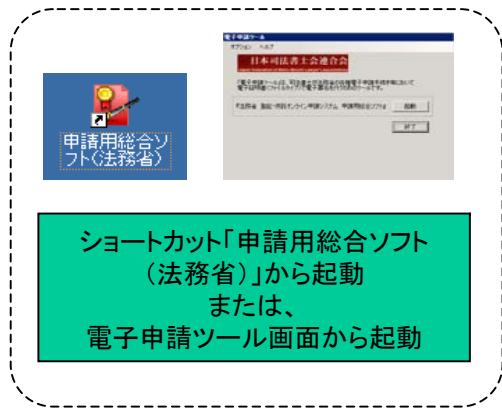
電子証明書の送付物に本件に関するお知らせとお願いの文書を同封しています。
お知らせとお願いの文書は、司法書士電子証明書ホームページにも掲載しています。

1. 「登記所情報」等の情報が更新できない(3/3)

「登記所情報」等の更新が必要な場合は、更新操作を案内するメッセージ画面を表示します。「更新する」ボタンを押下することで、申請用総合ソフトが直接起動され、必要な情報が更新されます。更新が不要な場合は、メッセージ画面は表示されず、そのまま申請用総合ソフトが起動します。

■「登記所情報」等の更新が必要な場合

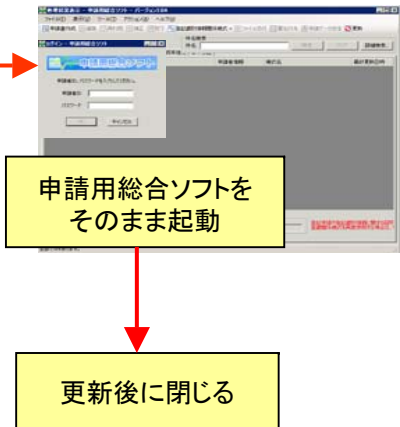
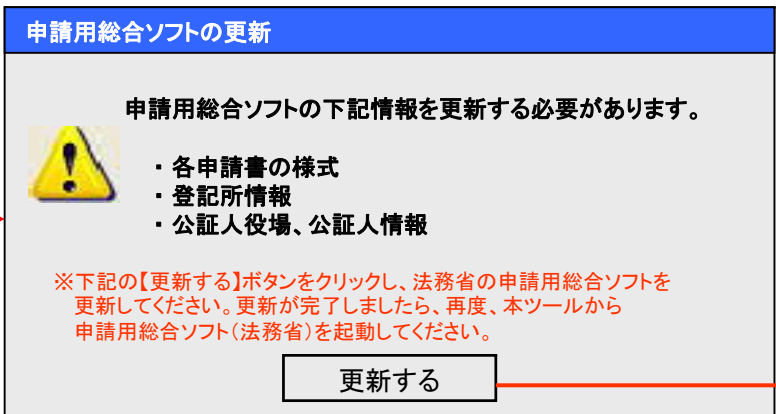
起動



下記の更新が必要な場合

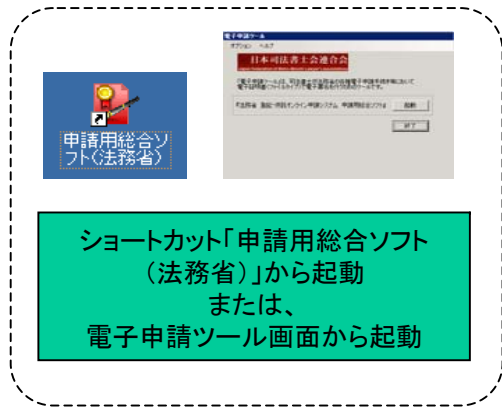
- ・様式
- ・登記所情報
- ・公証人役場、公証人情報

更新操作を案内するメッセージ画面



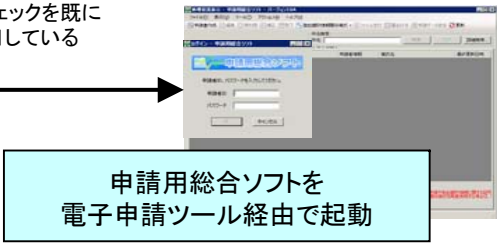
■「登記所情報」等の更新が不要な場合

起動



更新が必要でない場合

- ・更新対象が全て最新
- ・更新チェックを既に1回/日している




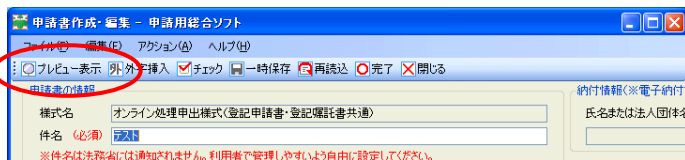
2. 印刷設定や辞書ツールの設定が初期状態になる

初めて電子申請ツール経由で申請用総合ソフトを起動した場合に限り、印刷設定や日本語入力ソフトの辞書設定が初期状態になっています。これは、セキュリティ強化のため、ファイルアクセス制限をかけて申請用総合ソフトを起動していることに起因しています。


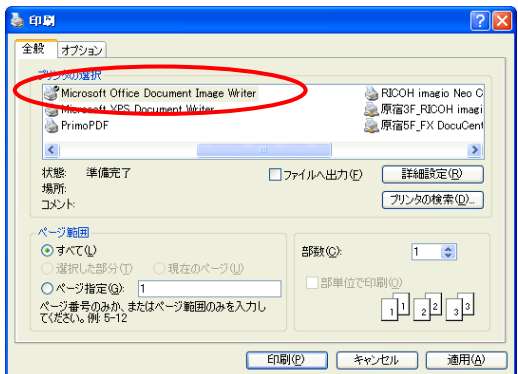
【恒久対策】

初回起動時に印刷設定や日本語入力ソフトの設定を再度実施していただく必要がありますので、その旨をマニュアルに記載します。

ショートカット「申請用総合ソフト(法務省)」または、電子申請ツール画面から起動

プレビュー表示でInternet Explorerを起動する

通常使うプリンタの設定が初期状態になります。



日本語入力ソフト(IME、ATOK等)の辞書設定が初期状態になります。

電子申請手続きで使用する設定項目で初期状態になる設定は以下の通りです。

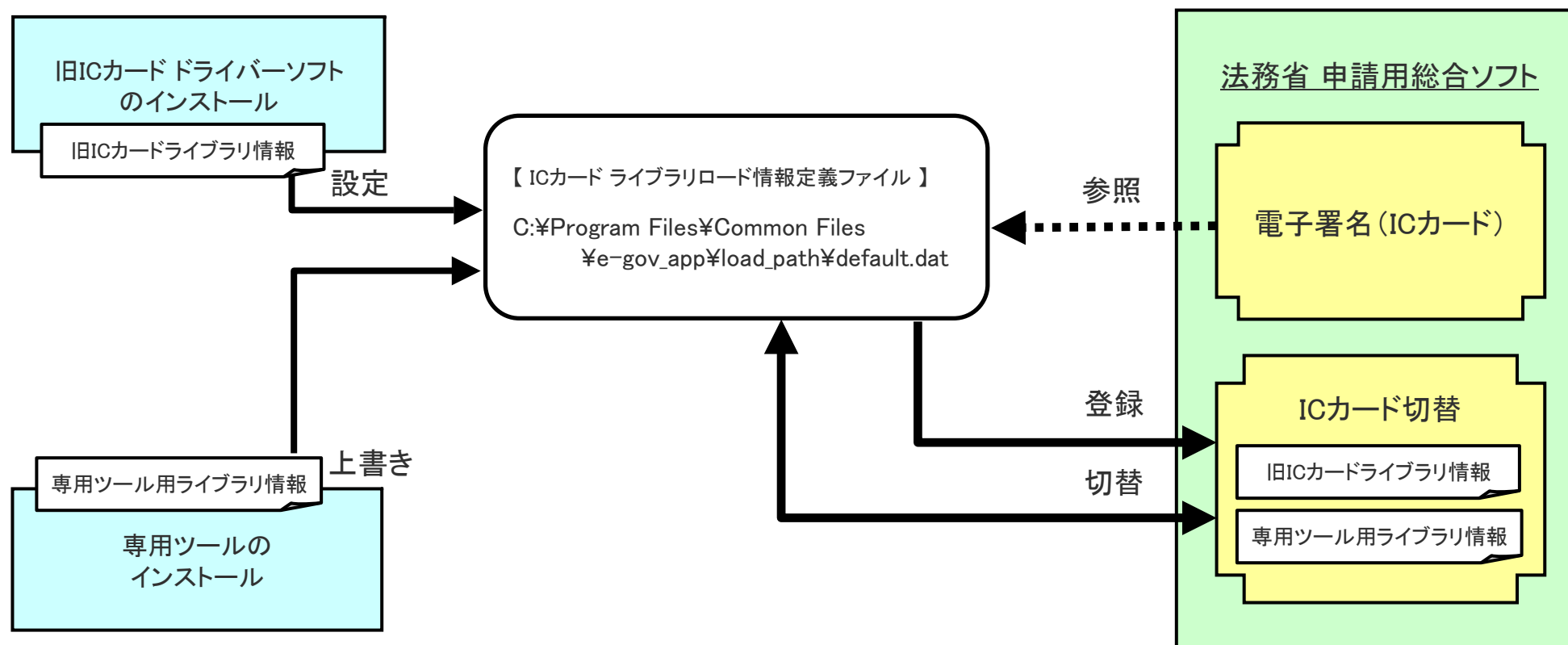
- 日本語入力ソフトの辞書の設定
- Internet Explorerの印刷設定
- Internet Explorerのポップアップブロックの設定

3. 専用ツールのインストール後、ICカードが利用できない

専用ツールのインストール後、申請用総合ソフトで現行のICカードの電子証明書が利用できなくなる場合があります。これは、申請用総合ソフトで複数の電子証明書を利用する際の設定が正しく行われていないことに起因しています。

【恒久対策】

申請用総合ソフトで複数の電子証明書を利用する際は、ライブラリ情報を切り替える機能を使用します。専用ツールのインストールを行う前に、申請用総合ソフトに現行のICカードライブラリ情報を登録する必要があります。専用ツールのインストール後に、現行のICカードライブラリ情報への切り戻し操作を行うよう、マニュアルに記載します。



4. 利用環境の制約について

・初期設定に時間がかかる

【原因】

電子申請ツールの一括設定処理では、電子申請ツール経由で申請用総合ソフトを利用するための設定を行っています。ユーザーフォルダ配下のフォルダ・ファイルを確認しながら設定を行いますので、対象フォルダ・ファイル数に比例して処理時間が長くなります。

【対策】

ユーザーフォルダ配下の不要なファイルを削除する
長期間ご利用になっているパソコンであれば、デフラグを実行する

・ShinseiyoSogosoftwareフォルダ(申請データを格納するフォルダ)がCドライブの特定の場所に存在しないと利用できない

【原因】

電子申請ツール経由で申請用総合ソフトを利用する際は、申請用総合ソフトのデフォルト値を参照する設定であるため。

【恒久対策】

プログラムを改修し、任意のフォルダにある申請データを利用できるようにします。

【暫定対策】

申請用総合ソフトの申請データを格納するフォルダ(ShinseiyoSogosoftwareフォルダ)を下記の場所(デフォルト値)に設定する。

Windows XPの場合 C:¥Documents and Settings¥<username>¥My Documents¥ShinseiyoSogoSoft

Windows Vista/7の場合 C:¥Users¥<username>¥My Documents¥ShinseiyoSogoSoft

・Cドライブが無いPCへインストールができない

【原因】

現在配布しているツールを使用する際は、下記の条件を満たす必要があります。

- ・SystemDrive(ブートディスクが配置されるドライブ)とSystemRoot(WindowsOSがインストールされるドライブ)がCドライブであること
- ・申請用総合ソフトがCドライブにインストールされていること
- ・申請用総合ソフトの申請データフォルダは、デフォルト設定先であること

【対策】

プログラムを改修し、Cドライブが無いPCにもインストールができるようにします。

セコムトラストシステムズは、会員様がより便利に安心してオンライン申請を行えるよう、司法書士電子証明書の安定的な提供は言うに及ばず、より使いやすい専用ツールの提供に向け引き続き取り組んで参ります。

また、皆様から頂戴いたしました貴重なご意見を踏まえ、専用ツールの機能拡張のみならず、法務省様とも協議を進め、抜本的な使いやすさの向上にも着手致します。

法務省様との協議におきましては、連合会様の全面的なご支援無くしては円滑に進めることは到底できないものと認識しておりますが、弊社と致しましても会員様にとってより良い環境を提供申し上げるパートナーとして、連合会様と共に邁進する所存でございますので、今まで以上のご指導ご鞭撻を賜れますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。